

## ■ ICT 導入支援事業 Q&A

| Q              |  | A  |
|----------------|--|--|
| 補助金の申請に関すること   |  |  |
| 1              | 1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。                  | <p>可能です。その場合、法人の申請書(1枚)に次の書類を添付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書……………事業所ごとに作成</li> <li>・所要額調書………1シートに全事業所分を記載</li> </ul>   |
| 2              | 法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は、補助対象となるか。 | <p>補助対象事業者は、介護保険法による指定又は許可を大阪府内で受け、介護サービスを提供する事業者のため、事例のケースは補助対象となります。逆に法人本部は大阪府内だが、事業所が府外に存する場合は補助対象外となります。</p>   |
| 3              | 一度当該補助金の交付を受けた事業所でも来年度再度交付申請することは可能か。  | <p>本事業を活用した補助は原則として1事業所1回としますが、補助額の合計が基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とします。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とします。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助は認められません。具体的には、以下のような例を参照してください。</p> <p>(具体例)</p> <p>職員数10名の事業所の場合(令和2年度の基準額は100万円)</p> <p>① 令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和3年度にタブレット(1台5万円)を3台購入する場合。<br/>⇒計35万円で基準額の範囲内であるため、令和3年度に導入するタブレット3台分(15万円)が全額対象となります。</p> <p>②令和2年度に一気に通貫の介護ソフト(20万円)を導入して補助を受け、令和3年度にタブレット(1台5万円)を20台導入する場合。<br/>⇒計120万円で基準額を超えてしまうため、2回目は基準額と1回目の補助額との差額(100万円ー20万円＝80万円)のみが補助対象となります。</p> <p>③令和2年度にタブレット(1台あたり年間3万円)を3台リースして補助を受け、令和3年度にタブレット(1台あたり年間3万円)を追加で3台リースする場合。<br/>⇒機器のリース代は導入年度分のみ補助となるため、2回目は令和3年度分(3万円×3台＝9万円)のみが補助対象となります。</p> |
| 補助対象事業者に関すること。 |  |  |
| 1              | 総合事業(通所型サービスB等)の事業所は補助対象となるか。          | <p>総合事業については、対象外です。なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で当該補助金を使って導入したICTを、当該総合事業において使用することにより業務の効率化が図られる場合には、導入したICTを当該総合事業において活用することは差し支えありません。</p>   |
| 2              | 当該補助金について、「1事業所」の定義は。                  | <p>事業所番号1つにつき、1事業所として計算します。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所であれば、1つの事業所番号のため1事業所として計算します。また、同一敷地内に特別養護老人ホームと通所介護事業所が併設されている場合には、事業所番号が異なるため、それぞれを1事業所として計算します。</p> <p>(※例外的に、複数のサービスを同一所在地、同一事業所名称で行っており、事業所番号が1つしかない場合については、個別にご相談ください。)</p>  |
| 3              | 他の補助金と重複して交付を受けることはできないのか。             | <p>できません。例えば、経済産業省「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象となりません。また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象となりませんので、注意してください。</p>   |

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| 4                     | 市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象とすることは可能か。                            | 市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることは可能です。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできません。  |
| 補助対象ICT及び補助対象経費に関すること |  |   |
| 1                     | 既に導入済である介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより一気通貫となる場合は対象となるのか。  | 対象となります。例えば、請求業務のみの介護ソフトを使っていた事業所が、介護記録・情報共有の介護ソフトを新たに導入することで、一気通貫となるような場合も対象となります。   |
| 2                     | 1つの介護ソフトではなく、複数の介護ソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象としてよいか。  | 1つの介護ソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要となるのであれば、対象となります。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも対象になります。  |
| 3                     | 補助の要件で、「居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。」とあるが、補助金申請時点で当該要件に対応していないといけないのか。 | 実装状況を鑑み、令和2年度に限り、当該年度中に標準仕様に準じたものに対応し、介護事業所から大阪府に報告すれば差し支えないものとして取り扱います。  |
| 4                     | 補助の要件で、「厚生労働省が構築するデータベース「CHASE」による情報収集に協力すること。」とあるが、具体的にどうすればよいか。  | 「CHASEシステムにおけるCSV連携の標準仕様書」に沿って改修した介護記録入力ソフト等を用いることにより、CHASEに再度入力することなくCSVファイルで出力し、取り込むことができるようになりますので、介護ソフト事業者等販売元と相談の上、導入予定の介護ソフトやクラウドサービスが標準仕様に沿った改修がなされているかどうか確認してください。(申請時点でCHASEの標準仕様に対応していない場合は、いつ頃対応予定かを事業計画書様式第1号別紙(1)に記入いただくことで差し支えありません。) <p>なお、補助対象経費として、標準仕様に対応するための改修費も含めることができます。</p> <p>また、CHASEを利用するためには、利用申請が必要となります。詳しくは、以下のHPを御参照ください。</p> <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/chase.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/chase.html</a> |
| 5                     | 既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合に、更なる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合(音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等)は対象となるか。                               | 対象となります。  |
| 6                     | タブレット端末やバックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっているソフトのみを導入する場合も、補助対象                                   | 導入済みの介護ソフトによって記録業務から請求業務までが一気通貫となっている場合は、タブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等のみを導入することも対象とします。一気通貫の要件を満たさずに、タブレット端末のみや、バックオフィス業務用のソフトのみを導入することはできません。  |

|    | となるか   |  |
|----|--|--|
| 7  | Wi-fiルーター等のネットワーク機器の購入のみしたいが、補助対象となるか。   | 導入済みの介護ソフトによって記録業務から請求業務までが一気通貫となっている場合は、Wi-fiルーター等のみを導入することも対象とします。一气通貫の要件を満たさずに、タブレット端末のみや、Wi-fiルーター等のみを導入することはできません。  |
| 8  | 補助対象経費に、「ネットワーク機器(Wi-fiルーター等)の購入・設置」とあるが、Wi-fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事費や、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築のための経費は補助対象となるか。 | 対象となります。ただし、上記7の回答のとおり、Wi-fi環境を整備するために必要な経費は、導入済みの介護ソフトによって記録業務から請求業務までが一気通貫となっている場合又は今回の補助事業により一气通貫の介護ソフトを同時に導入する場合に限り対象となります。一气通貫の要件と関係なく、Wi-fi環境のみを整備する場合は、補助対象となりません。  |
| 9  | オンライン面会用のタブレットを導入したいが、補助対象となるか。  | オンライン面会のみを目的としたタブレットのみを導入することは対象外です。<br>当該補助金の対象は、記録業務、情報共有業務及び請求業務について転記等の付随業務が発生することがないよう一貫したサービスを提供するソフトウェアやそれを使用するためのハードウェアです。既に上記のソフトウェアを導入しておりタブレットのみを増やす場合や、又は今回の補助事業によりタブレットとソフトウェアを同時に購入又はリースし、ソフトウェアをインストールし業務に活用することを前提に、補助的にオンライン面会に使用することは可能です。 |
| 10 | ICT導入に要する経費のうち、タブレット端末等ハードウェアの対象は具体的にどのようなものが対象となるのか。  | タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象ですが、例えば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外です。  |
| 11 | ハードウェアに係る要件として、「業務に限定して使用するものに限る。」とされているが、具体的にはどのようなことに注意すればよいか。   | 必ず、業務にのみ使用することが必要です。具体的には、補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなどの工夫をしてください。   |
| 12 | 本事業で導入したタブレットに、介護ソフト以外のソフトウェアをインストールして利用することは可能か。  | 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えありません。  |
| 13 | ハードウェアに係る要件で「 <u>介護ソフトをインストールした</u> タブレット端末、スマートフォン等」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト(ASP型の介護ソフト)でも対象となるか。      | 対象となります。   |
| 14 | タブレット端末や介護ソフトについて、種類が沢山あるが、導入の際に気をつけることはあるか。   | タブレット端末については、音声入力機能のついたものを導入し、積極的な活用をお願いします。また、厚生労働省にてケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するためのデータベース(CHASE)の運用が開始されており、そうしたデータ収集に対応した介護ソフトを導入するように  |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
|              |   | してください。  |
| 15           | 年度途中からタブレットのリース等を行う場合、補助対象となるのはリース開始から1年間か、それとも当該年度末までか。                              | 府からの交付決定通知を受け取った後に契約、支払を行うため、リースの契約から当該年度の3月末までの経費のみが対象となります。  |
| 16           | 毎月費用を支払うような介護ソフトやクラウドサービスについては、1年分が対象となるのか、それとも当該年度末までか。                              | 府からの交付決定通知を受け取った後に、契約、支払を行うため、契約から当該年度の3月末までの経費が対象となります。   |
| 17           | 令和2年度にタブレットのリースや毎月費用を支払うような介護ソフトを導入する場合、補助対象経費は何月から3月末までの経費を記載すればよいのか。                | 令和2年度は9月に交付決定を予定していますので、10月以降から3月末までの経費を記載してください。  |
| 17           | 介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費としてよいか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費が補助対象経費となるのか。 | 使用権型の介護ソフトを購入する場合でも、初年度に全額を補助対象経費として計上することが可能です。   |
| 補助金の手続に関すること |   |  |
| 1            | 補助対象となるICTは、どのタイミングで購入又はレンタルすればよいか。また支払はいつまでに済ませる必要があるか。                              | 府からの交付決定通知を受け取った後に、当該年度内(3月31日まで)に契約、支払、納品、導入の全てを完了させてください。<br>補助金交付決定前に契約を締結したもの及び年度を越えてから支払われたものは補助対象となりませんので、注意してください。  |
| 2            | 実績報告は、どのような様式でいつまでに行わなければならないのか。  | ICT購入・リース代金の支払いから1か月以内(リース代金の支払いについては、令和2年3月のリース代金の支払いが完了してから1か月以内)にHPIに掲載している実績報告様式一式を府に郵送で提出してください。実績報告は遅くとも令和3年4月20日までに提出してください。実績報告書類の審査後、府から指定の口座に補助金を振込します。  |
| 3            | 導入効果等の報告はどのような様式でいつまでに行わなければならないか。また、提出した報告は公表されるのか。                                  | 交付決定を受けた翌年度の5月末日までにHPIに掲載している導入効果報告書を府にメールで提出してください。<br>(提出先: <a href="mailto:kyotakujiogyo@sbox.pref.osaka.lg.jp">kyotakujiogyo@sbox.pref.osaka.lg.jp</a> )<br>なお、提出された報告書は大阪府のHPへ掲載し、導入事例として他の事業所に広く周知するとともに、大阪府から厚生労働省に提出し、厚生労働省にて介護事業者向けに公表されます。本報告書の内容の詳細等について、他事業者からの照会等があった場合は応じるようお願いします。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はありません。 |
| 4            | 導入したICTが故障した場合はどうなるのか。  | 修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。<br>修理が困難、修理費用が高額等のため補助事業実績報告書の提出前に処分する場合は、「補助事業の中止」に当たり、別途手続が必要です。事前に御相談ください。  |